

## ■確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

床面積の合計 ※中間検査の場合は検査対象面積	確認申請手数料	完了検査申請手数料		中間検査 申請手数料
		中間検査無し	中間検査有り	
30㎡以内	10,000	19,000	16,000	12,000
30㎡を超え100㎡以内	21,000	29,000	27,000	14,000
100㎡を超え200㎡以内	34,000	42,000	39,000	22,000
200㎡を超え500㎡以内	44,000	55,000	54,000	29,000
500㎡を超え1,000㎡以内	57,000	69,000	65,000	51,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	82,000	100,000	93,000	68,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	246,000	260,000	250,000	160,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	389,000	406,000	393,000	259,000
50,000㎡を超えるもの	694,000	705,000	692,000	530,000

(備考)

### 1 確認申請

- 1) 計画変更確認申請、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合は、当該申請部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。
- 2) 全体計画の認定を受けた場合は、上記とは別の手数料になります。
- 3) 省エネ基準適合を仕様基準・誘導仕様基準により評価した住宅は、以下の加算額を加えた手数料となります。

床面積の合計 ※仕様基準による審査部分の床面積	仕様基準加算額	
	一戸建ての住宅	共同住宅等
200㎡以内	13,000	24,000
200㎡を超え300㎡以内	14,000	37,000
300㎡を超え2,000㎡以内		59,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内		77,000
5,000㎡を超えるもの		

- 4) 令和7年4月1日より前に着手した建築物の計画変更確認申請手数料は、改正前の手数料となります。

### 2 完了検査

- 1) 建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。
- 2) 令和7年4月1日より前に着手した建築物は、改正前の手数料となります。
- 3) 令和7年4月1日より前に確認済証の交付を受け、同日以降に着手した建築物で、仕様基準・誘導仕様基準により基準適合の審査を受ける場合は、仕様基準加算額を加えた手数料となります。

### 3 中間検査

- 1) 基礎及び地中ばりの配筋工事に係る中間検査は、1階の床面積に対応する手数料になります。
- 2) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事に係る中間検査は、2階の床面積になります。
- 3) 建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

建築設備・工作物	確認申請手数料	完了検査 申請手数料	計画変更 申請手数料
エレベーター・エスカレーター	10,000	15,000	6,000
小荷物専用昇降機	5,000	9,000	4,000
工作物	9,000	10,000	5,000

■ 建築基準法における許可・認定等申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

法条文	手数料の名称	申請手数料
法第7条の6第1項第1号	仮使用認定申請	120,000
法第43条第2項第1号	建築物敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000
法第43条第2項第2号	建築物敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000
法第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000
法第44条第1項第3号	道路内における建築認定申請	27,000
法第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000
法第47条ただし書	壁面線外における建築許可申請	160,000
法第48条第1項～第14項ただし書	用途地域における建築等許可申請	180,000
法第51条ただし書	特殊建築物等敷地許可申請	160,000
法第52条第6項3号	建築物の容積率の特例認定申請	27,000
法第52条第10項、第11項又は第14項	建築物の容積率の特例許可申請	160,000
法第53条第5項	建築物の建ぺい率の特例許可申請	33,000
法第53条第6項第3号	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000
法第55条第2項	建築物の高さの特例認定申請	27,000
法第55条第3項	建築物の高さの特例許可申請	160,000
法第55条第4項各号	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	160,000
法第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000
法第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
法第58条第2項	高度地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
法第59条第1項第3号	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	160,000
法第59条第4項	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	160,000
法第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の容積率に関する特例許可申請	160,000
法第85条第6項	仮設建築物建築許可申請 (興行場等の使用許可申請)	55,000
法第87条の3第6項【1月以内】		80,000
法第85条第6項 法第87条の3第6項【1月を超え3月以内】		120,000
法第85条第6項 法第87条の3第6項【3月超】	仮設建築物建築許可申請 (特別興行場等の使用許可申請)	160,000
法第85条第7項 法第87条の3第7項【1年超】		78,000
法第86条第1項【建築物の数が1又は2】	一団地の建築物の特例認定申請	+ (28,000)
法第86条第1項【2を超えた1棟あたり】		78,000
法第86条第2項【建築等するもの数1】	既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請	+ (28,000)
法第86条第2項【1を超えた1棟あたり】		78,000
法第86条の2第1項【建築物の数1】	一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造認定申請	+ (28,000)
法第86条の2第1項【1を超えた1棟あたり】		6,400
法第86条の5第1項【建築物の数0】	一の敷地とみなす認定又は許可の取消し申請	+ (12,000)
法第86条の5第1項【加算1棟あたり】		27,000
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
令第137条の12第6項	既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000
令第137条の12第7項	既存建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000

## ■全体計画認定申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

床面積の合計	全体計画認定手数料	全体計画変更認定手数料	全体計画認定を受けた建築確認申請手数料
30㎡以内	8,000	8,000	<u>6,000</u>
30㎡を超え100㎡以内	14,000	14,000	<u>12,000</u>
100㎡を超え200㎡以内	21,000	21,000	<u>19,000</u>
200㎡を超え500㎡以内	27,000	27,000	<u>25,000</u>
500㎡を超え1,000㎡以内	49,000	49,000	<u>33,000</u>
1,000㎡を超え2,000㎡以内	68,000	68,000	<u>48,000</u>
2,000㎡を超え10,000㎡以内	204,000	204,000	<u>144,000</u>
10,000㎡を超え50,000㎡以内	328,000	328,000	<u>225,000</u>
50,000㎡を超えるもの	623,000	623,000	<u>383,000</u>

(備考)

### 1 全体計画認定申請

大規模の修繕、大規模の模様替をする場合は、当該修繕、模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

### 2 全体計画変更認定申請

認定を受けた全体計画の変更をして、建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合、当該部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。

### 3 全体計画の認定を受た確認申請

1) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして、建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合、当該部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。

2) 省エネ基準適合を仕様基準・誘導仕様基準により評価した住宅は、以下の加算額を加えた手数料となります。

床面積の合計 ※仕様基準による審査部分の床面積	仕様基準加算額	
	一戸建ての住宅	共同住宅等
<u>200㎡以内</u>	<u>13,000</u>	<u>24,000</u>
<u>200㎡を超え300㎡以内</u>	<u>14,000</u>	<u>37,000</u>
<u>300㎡を超え2,000㎡以内</u>		<u>59,000</u>
<u>2,000㎡を超え5,000㎡以内</u>		<u>77,000</u>
<u>5,000㎡を超えるもの</u>		

■確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料の区分と額について

(山形県証紙を各申請書に添付してください)

床面積の合計 ※中間検査の場合は検査対象面積	確認申請手数料	完了検査申請手数料		中間検査 申請手数料
		中間検査無し	中間検査有り	
30㎡以内	8,000	14,000	12,000	12,000
30㎡を超え100㎡以内	14,000	17,000	15,000	14,000
100㎡を超え200㎡以内	21,000	23,000	21,000	22,000
200㎡を超え500㎡以内	27,000	30,000	29,000	29,000
500㎡を超え1,000㎡以内	49,000	52,000	49,000	51,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	68,000	72,000	65,000	68,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	204,000	175,000	165,000	160,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	328,000	284,000	270,000	259,000
50,000㎡を超えるもの	623,000	563,000	549,000	530,000

(備考)

1 確認申請

- 1) 計画変更確認申請、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合は、当該申請部分の床面積の2分の1の床面積(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する手数料になります。
- 2) 全体計画の認定を受けた場合は、上記とは別の手数料になります。

2 完了検査

建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

3 中間検査

- 1) 基礎及び地中ばりの配筋工事に係る中間検査は、1階の床面積に対応する手数料になります。
- 2) 2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事に係る中間検査は、2階の床面積に対応する手数料になります。
- 3) 建築物を移転、大規模な修繕又は大規模な模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の床面積に対応する手数料になります。

建築設備・工作物	確認申請手数料	完了検査 申請手数料	計画変更 申請手数料
エレベーター・エスカレーター	10,000	15,000	6,000
小荷物専用昇降機	5,000	9,000	4,000
工作物	9,000	10,000	5,000